

西宮市民文化賞要綱

(趣旨)

第1条 西宮市は文化の高揚に資するため、市民文化賞を制定し、市の文化興隆に顕著に功績があったものを表彰する。

(表彰の対象)

第2条 表彰は学術、芸術、体育、社会事業、生活文化等に功績が特にすぐれた個人又は団体に対し授与する。

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により各所管局・部長・市内私立学校長等(以下「推薦者」という。)が行う。推薦者は、推薦すべき候補者があると認める時は、秘書課長に推薦書を提出するものとする。

(推薦委員会)

第4条 被表彰者の適正な推薦を行うために、推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

副市長 2名

政策局長

総務局長

教育次長 2名

3 委員会が必要と認めるときは、関係局長等に委員会への出席を求めることができる。

4 推薦委員会の庶務は、秘書課において行う。

5 被表彰者の推薦は、委員会の議を経るものとする。

(表彰選考委員会)

第5条 表彰の適正な執行のために、表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 西宮市議会議長

(2) 学識経験者

(3) 報道関係者

(4) 市関係職員

3 選考委員会の庶務は、秘書課において行う。

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は、選考委員会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、選考委員会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年11月3日の文化の日に行う。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

付 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。